地方財政の充実・強化を求める意見書

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。国では「3本の矢」による政策展開がなされているが、地方への波及効果は十分とはいえない。

こうした中、地域の雇用確保、社会保障の充実など地域のセーフティネット としての地方自治体の果たす役割はますます重要となっており、地方財政の充 実・強化が必要である。

そのためには、平成26年度予算において地方財政計画、地方交付税総額の 確保が、持続的かつ安定的な地方行財政運営にとって絶対不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求める。

記

- 1. 医療・介護、子育て支援分野の人材確保や、少子高齢化に対応した施策の充 実、地域経済を支える農林水産業の再興と中小企業の振興、環境・新エネル ギー対策、防災の強化など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、平成 26年度地方財政計画を策定すること。
- 2. 地方財政計画における歳出特別枠については、地域の疲弊が深刻化する中、 雇用対策、地域経済の活性化等の観点から措置されたものであることから、 これを維持すること。
- 3. 地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。なお、財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引き上げにより対応すること。
- 4. 面積が広大でありながら人口が少ない自治体に配慮した再分配機能の強化につながる算定方法など地方交付税制度の見直しを進めること。
- 5. 地方公務員給与の引き下げを前提として、平成25年度地方交付税が削減されたが、地方交付税を国の政策誘導手段として用いてはならないこと。
- 6. 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、国と地方の税配分を 「5:5」とすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成25年9月30日